

保存版

# よくある地域の困りごと

## Q & A

「地域のつどい」で、よく出される困りごとを「Q&A」にしました。  
(令和6年度版)



保土ヶ谷区民会議

- Q.1 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。
- Q.2 軒先にハチの巣ができて心配だ。
- Q.3 公園の草刈りの回数を増やしてほしい。
- Q.4 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。
- Q.5 公園内の施設の新設や補修等について。
- Q.6 公園内にトイレを設置してほしい。
- Q.7 町内道路の排水溝の清掃で出た土砂やごみの処分はどうすればよいのか。
- Q.8 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。
- Q.9 ごみ集積場所を変更したい。
- Q.10 カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。
- Q.11 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、集積場所の設置基準はどうなっているのか。
- Q.12 外国人のために、多言語のごみの分別冊子を作ってほしい。
- Q.13 粗大ごみが放置され困っているが、どうして回収されないのか。
- Q.14 こんな時は、迷わず110番通報を。
- Q.15 悪質な屋根修理業者が来て困っている。
- Q.16 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。
- Q.17 カーブミラーを付けてほしい。
- Q.18 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。
- Q.19 信号機の設置をしてほしい。
- Q.20 歩道にベンチを設置してほしい。
- Q.21 護身術を教えてもらえないだろうか。
- Q.22 空き巣等の予防のため「防犯連絡所」「防犯パトロール」等の看板を設置したい。
- Q.23 LED防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばよいのか。
- Q.24 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。
- Q.25 地域防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。
- Q.26 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。
- Q.27 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。
- Q.28 自治会入会への支援をしてほしい。
- Q.29 自転車の交通マナーについて指導してほしい。

## Q.1 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。

アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど野生の鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法にもとづき捕獲許可の取得が必要です。横浜市では捕獲檻の貸し出し、設置、捕獲された動物の回収等の対策を行っています。鳥獣を捕獲する場合は事前にお問い合わせください。

【問合せ先】横浜市みどり環境局環境活動事業課（☎045-671-3448）

## Q.2 軒先にハチの巣ができて心配だ。

区では、ハチの巣の駆除は行っておりませんが、スズメバチやアシナガバチの巣をご自身で駆除される場合は、防護服の貸し出しを行っていますので、ご相談ください。

【問合せ先】保土ヶ谷区福祉保健センター生活衛生課（☎045-334-6363）

## Q.3 公園の草刈りの回数を増やしてほしい。

各公園の状況に応じて草刈りをしています。土木事務所へご相談ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.4 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。

土木事務所へご相談ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.5 公園内の施設の新設、補修等について。

公園内にトイレや時計、水飲み場などを設置したい場合は、土木事務所にご相談ください。場所によっては設置できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、遊具の破損や施設の不具合を発見された場合も、土木事務所にご一報ください。砂場の糞（イヌ・ネコ）対応やハチの巣を発見された時も、ご一報ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.6 公園内にトイレを設置してほしい。

遠くからの利用者が多い公園や、野球場等、長い時間滞在する施設がある公園など、トイレの必要性が高い公園には設置していますが、その他の身近な公園では、利用マナーによるトラブルの原因になることも多いため、基本的には設置していません。

ただし、周辺にお住まいの方々のご理解が得られること、一定の面積があることなどの条件が整えば、設置することも可能です。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.7 町内道路の排水溝の清掃で出た土砂やごみの処分はどうすればよいのか。

ご一報くだされば、土木事務所でき取ります。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.8 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。

私有地の敷地内（民地）については、土地や建物の所有の方に解決をお願いしています。ただし、公道に影響があり通行上危険と判断した場合には、土木事務所で所有者を確認し伐採等を行なうようお願いしています。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.9 ごみ集積場所を変更したい。

1. ごみ集積場所の位置や維持管理方法について、利用されている方々や、利用しようとしている方々で話し合い、居住している範囲内で移動先の候補地を決めてください。
2. 代表者の方は「ごみ集積場所（新設・変更等）申請書」を資源循環局保土ヶ谷事務所まで、変更希望日の1か月前までにご提出ください。申請書をもとに道路交通法に抵触しないかなど収集が可能か現地調査いたします。

※ごみ集積場所の新設・移動・廃止等に関する主な条件・基準

- ・新設するごみ集積場所1ヶ所あたりの世帯数は概ね10世帯～30世帯です。
- ・私有地内、私道上での収集を希望される場合は、地権者の承諾が必要です。
- ・ごみ集積場所を新設・移動する場合は、事前に資源循環局事務所と協議してください。
- ・輪番制（集積場所の定期的な移動）による移動の場合は、原則1年以上間隔をあけてください。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

## Q.10 カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。

歩道上などにネットボックスを設置する場合、通行の支障にならないよう収集後に片付けていただく必要があります。

ネットボックスの購入は集積場所を利用されている方々で費用を出し合って購入していただくか、購入を補助していただける自治会もあります。

購入を検討され試験的に設置してみたい場合、資源循環局保土ヶ谷事務所でも数か月間の貸し出しを行っておりますので、在庫があるかなどお問い合わせください。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

## Q.11 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、集積場所の設置基準はどうなっているのか。

横浜市では近隣住宅への影響を配慮し10戸以上の共同住宅は、原則として敷地内にごみ集積場所を設置するよう指導しています。また、10戸未満の共同住宅の場合は、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本としておりますが、既存の集積場所の使用が困難な場合には、区内収集事務所と協議を行い、専用の集積場所を設置するよう指導しています。

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルが無いよう十分、協議、調整することとし、必要に応じて環境事業推進委員に対しても説明を行うこととしております。

なお、住戸数にかかわらず、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、許可申請者側が近隣住民および資源循環局事務所と協議し、収集作業が容易に行える場所まで持ち出していただくなどの対応を行うこともあります。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

## Q.12 外国人のために、多言語のごみの分別冊子を作してほしい。

現在、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、タイ語、ネパール語、タガログ語、ベトナム語の「ごみと資源の分け方出し方」リーフレットと英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語のパンフレットを区役所、収集事務所でご用意しております。横浜市のホームページでもダウンロードが可能ですので、ご活用ください。  
【問合せ先】保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6304）

## Q.13 粗大ごみが放置され困っている。どうして回収されないのか。

粗大ごみは申込制で有料にて収集しております。  
シールが貼られていても、申込みがないものは収集されません。また、申込時に当日の朝、指定の場所に出していただくようご案内しておりますが、収集日より前に出されているものについても収集日まで収集することができません。  
申し込みがあるか否かや不法投棄については、資源循環局保土ヶ谷事務所までご相談ください。  
【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

## Q.14 こんな時は、迷わず110番を。

- 路上や公園での犯罪行為を見かけた時。
  - 不審な電話や特殊サギ（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求など）の電話があった時。
- 【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

## Q.15 悪質な屋根修理業者が来て困っている。

突然、訪問してきた屋根修理業者から「保険金を使って修理ができる」、「屋根の無料点検をする」等と言われ、工事、点検を依頼したところ、屋根を故意に壊されたり、多額の修理代金を請求されるといったトラブルが多発しています。工事後であっても、訪問販売などはクーリングオフできる場合もありますので保土ヶ谷警察署生活安全課に通報又は、ご相談下さい。  
【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

## Q.16 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。

多数の区民が通行し、公道と同じように使われている未舗装や舗装の損傷が著しい私道について、区民生活の環境改善に寄与することを目的として、皆さまが行う舗装の補修工事等に対して費用の一部を助成する制度（私道整備助成制度）がありますので、土木事務所にご相談下さい。  
【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.17 カーブミラーを付けてほしい。

具体的な設置希望場所を特定し、土木事務所にご相談下さい。なお、場所によっては設置できない場合がありますので予めご了承ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.18 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。

白線のかすれや消えかかりを発見されましたら、程度にかかわらず保土ヶ谷警察署にご連絡下さい。  
【問合せ先】保土ヶ谷警察署交通課（☎045-335-0110）

## Q.19 信号機の設置をしてほしい。

信号機の設置については、事故の発生状況、交通環境、道路幅員、滞留場所の有無、近接する信号機との距離、横断歩行者・通行車両の交通実態により、必要性を検討する必要があります。

なお、信号機の設置は、渋滞や騒音等の問題、設置場所の確保等近隣の方との調整が必要になることがあります。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署交通課（☎045-335-0110）

## Q.20 歩道にベンチを設置してほしい。

公道上のベンチは、歩行者、自転車、車両等の通行の支障とならないような場所に設置する必要があります。歩道のない道路には原則設置できません。また歩道があっても設置には多くの基準をすべて満たす必要がありますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

## Q.21 護身術を教えてもらえないだろうか。

不審者対応訓練や護身術教室につきましては、町内会等で希望者を募り、まとまった人数で、保土ヶ谷警察署生活安全課にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

## Q.22 空き巣等の予防のため「防犯連絡所」「防犯パトロール」等の看板を設置したい。

各種防犯チラシ、ポスターなどの入手、掲示場所につきましては地域によって犯罪情勢が異なることから保土ヶ谷警察署生活安全課にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

## Q.23 LED 防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばいいのか。

・LED 防犯灯の故障を発見された場合は、灯具の横にある黄色いプレートの管理番号、または、電柱の標識をご確認の上、地域振興課にご連絡下さい。

【連絡先】保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

・街灯の不具合を発見された場合は、柱の白いシールの管理番号をご確認の上、土木事務所にご連絡下さい。

【連絡先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

※その他、地元の自治会・町内会、商店会などが管理しているものもあります。

## Q.24 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。

私有地・近隣問題について、区役所で法律相談制度があります。(無料/予約制)

- ・毎月第1・第3・第5火曜の午後1時から実施(祝日の場合は休止)
- ・相談時間は1人25分間(計6枠)
- ・予約は相談日1週間前の火曜、8時45分から

【予約先】保土ケ谷区区政推進課広報相談係(☎045-334-6221~3)

また、空き家については内容によって区役所の担当課へご相談ください。

【問合せ先】火災に関すること・・・保土ケ谷消防署(☎045-342-0119)

建物に関すること・・・保土ケ谷区区政推進課(☎045-334-6227)

防犯に関すること・・・保土ケ谷区地域振興課(☎045-334-6302)

ごみに関すること・・・保土ケ谷区地域振興課(☎045-334-6304)

衛生害虫等に関すること・保土ケ谷区生活衛生課(☎045-334-6363)

## Q.25 地域防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。

発災時には、その場にあった身の安全を図ることが最優先であり、避難所については、混乱が予想される発災初期(1日~2日)は、指定区域に捉われることなく、自らの判断で避難しやすい地域防災拠点に避難してください。但し、避難生活が長期にわたる場合については、指定の地域防災拠点に移動いただく場合があります。また、自宅の焼失や倒壊などの恐れなどがなく、安全が確保できる場合は自宅での避難生活をお願いします。

【問合せ先】保土ケ谷区総務課(☎045-334-6203)

## Q.26 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。

自治会・町内会の民生委員や区の福祉保健課、または区の社会福祉協議会にご相談下さい。

【問合せ先】保土ケ谷区福祉保健課(☎045-334-6311)

保土ケ谷区社会福祉協議会(☎045-341-9876)

## Q.27 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。

虐待が疑われる場合は速やかに189(いちはやく)に電話して下さい。通告は匿名で大丈夫です、大人は通告の義務があります。(児童虐待防止法第6条)

【通告先】児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)

よこはま子ども虐待ホットライン(☎0120-805-240)

保土ケ谷区こども家庭支援課(☎045-334-6396)

## Q.28 自治会入会への支援をしてほしい。

地域振興課で自治会加入申し込み書類にご記入いただくか、こちらのQRコードからお申し込みいただけます。

【問合せ先】保土ケ谷区地域振興課(☎045-334-6302)



◀メールが立ち上がります

## Q.29 自転車の交通マナーについて指導してほしい。

保土ヶ谷区では、保土ヶ谷警察署及び保土ヶ谷交通安全協会と連携し、自転車の安全運転やマナー向上を呼びかける自転車マナーアップキャンペーンや「三世代交通安全教室」「交通安全夏休みこども映画会」の実施、区内小学生を対象に自転車の特性や安全な道路の通行方法について学ぶ「はまっ子交通安全教室」を行っています。また、様々なイベントにおいて自転車の通行方法を解説した「サイクルルールブック」や自転車の基本的なルールを掲載したチラシを配布し、啓発を図っております。その他、広く区民の皆様に向けて定期的に「広報よこはま」を通じて、自転車の正しい乗り方やマナーについて周知啓発しています。

【問合せ先】保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

第25期保土ヶ谷区民会議 令和6年11月発行

【問合せ先】保土ヶ谷区民会議事務局

☎：045-334-6221

FAX：045-333-7945

Eメール：ho-kuminkaigi@city.yokohama.lg.jp